

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1164(57-16)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ <http://kosyoren.jp>

このニュースはホームページでもご覧になれます

■2025年 秋の運動(仲間増やし)

9/28 現在	大 拡 大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	1	1	0	1	0	1
南国	6	0	8	0	0	4
高知	0	0	0	0	1	0
仁淀川	2	1	0	0	0	2
須崎	0	0	0	0	0	0
中村	4	2	1	0	0	3
計	13	4	9	1	1	10

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

昨年を上回る拡大ペース
秋の運動スタートから約1ヶ月。昨年を上回るペースで推移しています。読者…昨年同時期6↓今年13、会員0↓4、共済1↓9、婦人0↓1、青年0↓1です。
拡大ゼロの民商もありま
す。全民商の奮闘で拡大運動
をすすめてみましょう。

南国バスツアーで拡大

役員会の杉本理さん(南国市
会議員)は、友人を県共済会バ
スツアーに誘う中で読者にな
ってもらいました。六川さん
の2人と合わせて、バスツア
ーがらみの拡大は3人となり
ました。

中村 税務調査で入会

一緒に機械製造業を営んで
いる親子が、谷田道子副会長
(元民商事務局長、市会議員)
の紹介で税務調査の相談で来
局。高齢ということもあり調
査については税理士に依頼す
ることに。「他にもいろいろ相
談したいこともあるから」と、
親子で入会しました。

「原爆80年目の証言」

10月19日(日) 13時30分~16時

会場 自由民権記念館・民権ホール

(高知市棧橋通4丁目4-3)

参加費は無料です

内容 原爆被爆体験者の話、うたごえなど

高知県内の被爆者は2024年3月末時点で69人。被爆者の平均年齢は86歳(全国)。

被爆体験者から直接お話を聞けるのも、あと10年くらい。

80年目の節目でもあり、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことにも励まされ、開催することに。

ぜひ、多くのみなさんにご参加いただきたい。

主催: 高知県原爆被爆者の会

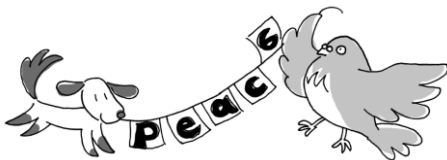
後援: 日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)

四国ブロック会議

支援団体: 高知県健康政策部健康対策課、高知県原水爆対策協議会(原水協)、原水爆禁止高知県民会議(原水禁)、高知県商工団体連合会(高商連) 他

連絡先: 櫻木敏幸(高知県原爆被爆者の会会長)

TEL088-832-8531



消費税減税で

くらしに希望を!

~清水ただしさんと語ろう会~



清水ただしさんプロフィール

●衆議院議員2期。国会でくらし、経済をよくする論戦の先頭に。
参院・大阪選挙区候補として奮闘

●元松竹芸能所属

『3分に1回、笑わせまっせ。みんな来てや!』(清水談)



講師
元共産党衆議院議員
清水ただしさん

10月11日(土)

午後2時~3時30分

会場 人権啓発センター

6Fホール

(高知市本町4丁目)

※Zoomでも視聴、参加
できます

Zoom希望の方には、ZoomのID、パスコードをお伝えします。下記連絡先にメールで申し込み下さい。

衆議院に続き、参議院でも自公が少数に。そして、消費税減税を公約した政党が国会で多数になりました。消費税減税・インボイス廃止、くらしと地域経済を立て直す絶好のチャンス!

参加費(資料代)500円(Zoom参加の方も)

■終了後「消費税をなくす高知県の会」の総会を開催します

主催: 消費税をなくす高知県の会、消費税廃止高知県各界連絡会
共済: 日本共産党高知県員会

連絡先: 高商連事務局 高知市河ノ瀬町33

電話 088-832-4838 FAX 088-832-3126

メール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

「債権管理課における生活再建型滞納整理の取組みについて」③

いの町債権管理課

課長 近藤 昭彦

3 当課における租税等徴収方針

生活再建型滞納整理において、重要なことは滞納者の生活状況の的確な把握はもちろんのこと、資産もなく、低収入で、毎月の分納金すら捻出できない状況の方や、滞納解消までに何年もかかるような分割納付を継続させるべきでしょうか。これでは滞納者に経済的困窮を強いることとなり、また生活再建の途を閉ざしてしまうこととなります。

場合によっては、生活困窮にさらに拍車をかけ、破滅的な結果に追い込むことにもなりかねません。国民は健康で文化的な最低限度の生活を有する権利があります。租税債権は、滞納処分を停止して、3年の期間を待つて徴収権を消滅させる途を選択することができます。

法が、徴収権者にこのような権限を与えた根拠としては、ともに寄り添って暮らす住民の生活を自治体債権の徴収で破綻させてはならないという考慮に基づいていることは明白です。

資産・収入を調査の上、何もなければ滞納処分の執行停止を検討することは、自治体職員の法的責務であるといえます。

本町においても、生活困窮者救済の観点から法令に基づく執行停止措置は、町民お一人お一人の生活状況等を踏まえ、積極的に今後も考慮していく必要があるものと考えます。

